

武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員およびそのご家族の皆さまへ

自動継続方式

団体保険のご案内

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

★2020年度パンフレット別冊「団体保険のご案内＜重要事項のご説明＞」とあわせて必ずお読みいただき、保険期間終了まで一緒に保管してください。

おすすめ
ポイント

天災によるケガも補償！

「ケガ補償コース」は食中毒、熱中症も補償の対象！

オプションにて弁護士費用の補償が追加可能！

介護補償は親介護と本人介護もあります！

割引 **20%**※適用！

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
(団体割引20%適用、損害率による割増引率0%適用)

団体傷害保険

日常生活のさまざまな事故によるケガを補償します！



お顔のケガを
手厚く補償！



オプション

【日常生活賠償】

示談交渉
サービス有り
(日本国内のみ)



親介護、本人介護 補償の保険

超高齢社会到来!!
もし介護が必要になったら...



団体疾病保険

高額な自己負担が必要な場合に備えて...
先進医療費用特約付！



【弁護士費用】



【携行品損害】



【保険期間】2020年12月1日午後4時～2021年12月1日午後4時の1年間

加入資格

お申込人となれる方は武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員に限ります。

保険料払込方法

2021年1月給与より
毎月控除

ご加入希望書
提出締切日

10月16日 (金)

加入申込票
提出締切日

10月16日 (金)

団体保険は、例えばこんなときにお役にたちます。
 (日本国内・海外とも補償)
 (注) 先進医療費用は国内のみ補償

皆さまのリスクに対応した補償をお選びください。
 ○：補償されます。
 △：「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガに限定して補償されます
 ×：補償されません。

ご案内する保険			団体傷害保険		団体疾病保険	親介護、本人介護補償の保険
主なリスク			ケガ補償コース *	交通傷害コース	病気補償コース	
掲載ページ			3ページ	4ページ	5ページ	6~9ページ
ケガ	ケガが原因で死亡した		○	△	×	○ (注)
	ケガが原因で後遺障害が残った		○	△	×	○ (注)
	ケガで入院した		○ (TS・W・TP・TFセットは補償対象外)	△ (KBセットは補償対象外)	×	×
	ケガが原因で手術した		○ (TS・W・TP・TFセットは補償対象外)	△ (KBセットは補償対象外)	×	×
	ケガで通院した		○ (Wセットは補償対象外)	△ (KBセットは補償対象外)	×	×
病気	病気で入院した		×	×	○	×
	病気が原因で手術した		×	×	○	×
	病気で入院し退院後に通院した		×	×	○	×
ケガ・病気	ケガや病気の治療のために先進医療を受けた (日本国内のみ補償)		×	×	○	×
介護	ご自身や親御さまに介護が必要となった		×	×	×	○

- ★ 「ケガ補償コース」の各セットには顔面・頭部・頸(けい)部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金 2 倍支払特約がセットされています (Wセット以外)。
- ★ 「ケガ補償コース」の各セットには第三者の加害行為による保険金 2 倍支払特約がセットされています (Wセット以外)。
- ★ 「ケガ補償コース」・「親介護、本人介護補償の保険」には天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
- (注) 基本補償「本人の補償」の被保険者の方のみ補償の対象となります。詳細はパンフレット6~9ページをご覧ください。

<複数のセットにご加入される場合のご注意 【シングルタイプ (個人型)】【カップルタイプ (夫婦型)】【ファミリータイプ (家族型)】共通>
 基本セットを複数のセットでご加入される場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額は2億円以内 (15才未満の場合は5,000万円以内)、傷害入院保険金日額は合計30,000円以内 (15才未満の場合は合計15,000円以内)、傷害通院保険金日額は合計20,000円以内 (15才未満の場合は10,000円以内) となるような口数でお申込ください。
 【夫婦型】と【家族型】等、同一被保険者で複数のセットに加入を希望される場合は、代理店・扱者にお問い合わせください。

「団体傷害保険」・「団体疾病保険」には、上記に追加して次のオプションをご用意しております。オプションはご加入された場合のみ補償されます。(オプションのみのご加入はできません。)

日常生活賠償オプション
 ・病気補償コース・ケガ補償コース・交通傷害コース
 (ケガ補償コースの通院のみ補償プランを除く)



示談交渉サービス有り
 (日本国内のみ)

自転車で、通行人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負ってしまった

「ご存知ですか? 各自治体の条例により、自転車を利用される方は、保険等への加入が求められています」
(パンフレット2ページ) をご覧ください。

携行品損害オプション
 ・ケガ補償コース
 ・病気補償コース



ハンドバッグをひったかれた

弁護士費用オプション
 ・ケガ補償コース
 ・交通傷害コース
 ・病気補償コース



相手にケガさせられ、弁護士に解決を依頼した

ご存知ですか？



各自治体の条例により、自転車を利用される方は、
保険等への加入が求められています



例えば、大阪府では…

～大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の内容～

平成28年7月1日に「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を全面施行。

第十二条（自転車損害賠償保険等の加入等）

自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

（注）上記は2018年6月現在の条例の内容です。

条例施行自治体

大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県・徳島県・愛媛県・東京都・埼玉県

自転車での加害事故によって高額賠償となった事例

賠償額※

約9,500万円

小学5年男子児童が、自転車に乗って坂道を時速20～30キロで下った際、散歩途中の女性に衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所 2013年7月4日判決）

※判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。



賠償額※

約9,300万円

男子高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を同じく自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

（東京地方裁判所 2008年6月5日判決）

このような自転車事故での損害賠償に備えるために

「日常生活賠償オプション（注）」へのご加入をおすすめします！

～「日常生活賠償オプション」は、3億円限度で補償されます～

（注）「日常生活賠償オプション」のみのご加入はできません。「団体傷害保険」「団体疾病保険」の各コースの基本セットにプラスしてご加入ください。通院のみ補償プランおよび親介護、本人介護補償の保険のみご加入の場合は、オプションにはご加入いただけません。

★被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲について★

◆シングルタイプ（個人型）【団体傷害保険】・【団体疾病保険】・【親介護・本人介護補償の保険】

この保険で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

◆ファミリータイプ（家族型）・カップルタイプ（夫婦型）【団体傷害保険】

この保険で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

団体傷害保険



日常生活のさまざまな事故によるケガや地震によるケガを補償します。

ケガ補償コース

食中毒、熱中症が補償の対象となります！

弁護士費用オプションを追加できます！



保険金額と保険料

1日の入院も補償！

1日の入院も補償され、短い入院でも安心です。

基本セット

		シングルタイプ（個人型）			カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）	
セット名		T S	W	S	T P	P	T F	F
保険金額	被保険者（補償の対象者）	本人			本人・配偶者共通		本人・配偶者・親族共通	
	傷害死亡・後遺障害保険金額		200万円	90万円		100万円		100万円
	傷害入院保険金日額			1,600円		1,600円		1,600円
	傷害手術保険金			* 1		* 1		* 1
	傷害通院保険金日額	2,000円		1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円
月払保険料		550円	240円	510円	1,050円	950円	1,910円	1,800円
加入限度口数		5口	15口	10口*2	5口	9口	5口	9口

● 天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。

* 1 入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

* 2 15才未満の方については9口を加入限度口数とします。

オプション



※基本セットと同じタイプのオプションをお選びください。
オプションのみのご加入はできません。

日常生活賠償オプション

		シングルタイプ（個人型）		カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）	
示談交渉サービス有り （日本国内のみ）	セット名	6*3		5*3		5*3	
	日常生活賠償保険金額	3億円		3億円		3億円	
	月払保険料	130円		130円		130円	
	加入限度口数	1口		1口		1口	

* 3：TS・TP・TFセットは日常生活賠償オプションにはご加入いただけません。

携行品損害オプション

		シングルタイプ（個人型）		カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）	
携行品損害保険金額 （免責金額：3,000円）	セット名	3		2		1	
		30万円		30万円		30万円	
	月払保険料	160円		190円		240円	
加入限度口数		1口		1口		1口	

弁護士費用オプション

		シングルタイプ（個人型）		カップルタイプ（夫婦型）		ファミリータイプ（家族型）	
弁護士費用等保険金額	セット名	LS		LP		LF	
		300万円		300万円		300万円	
	法律相談費用保険金額	10万円		10万円		10万円	
月払保険料		240円		240円		240円	
加入限度口数		1口		1口		1口	

● 各オプションをセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。



「交通事故」と「交通乗用具※の火災等」によるケガに絞って補償します。

交通傷害コース

※「交通乗用具」の詳細はパンフレット別冊8ページをご覧ください。

保険金額と保険料

1日の入院も補償！

1日の入院も補償され、短い入院でも安心です。

基本セット

セット名		シングルタイプ（個人型）		ファミリータイプ（家族型）
		KB	KA	KF
保険金額	被保険者（補償の対象者）	本人		本人・配偶者・親族共通
	傷害死亡・後遺障害保険金額	500万円	150万円	150万円
	傷害入院保険金日額	/	2,500円	2,500円
	傷害手術保険金		① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5	
	傷害通院保険金日額		1,500円	1,500円
月払保険料		150円	270円	650円
加入限度口数		15口※	6口	6口

※15才未満の方については10口を加入限度とします。

●交通事故危険のみ補償特約がセットされています。

●基本セットと同じタイプのオプションをお選びください。オプションのみのご加入はできません。

オプション



日常生活賠償オプション

シングルタイプ（個人型）		ファミリータイプ（家族型）
7		8
セット名		
日常生活賠償保険金額	3億円	3億円
月払保険料	130円	130円
加入限度口数	1口	1口

示談交渉
サービス有り
【日本国内のみ】

弁護士費用オプション

シングルタイプ（個人型）		ファミリータイプ（家族型）
LKA		LKF
セット名		
弁護士費用等保険金額	300万円	300万円
法律相談費用保険金額	10万円	10万円
月払保険料	240円	240円
加入限度口数	1口	1口

オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲について ～ ケガ補償コース・交通傷害コース・病気補償コース共通 ～

日常生活賠償オプション

- (a) 本人（*1）
 (b) 本人（*1）の配偶者
 (c) 同居の親族（本人（*1）またはその配偶者と同居の、本人（*1）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）
 (d) 別居の未婚の子（本人（*1）またはその配偶者と別居の、本人（*1）またはその配偶者の未婚の子）
 (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
 (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

携行品損害オプション

ご加入される基本セットの被保険者（補償の対象者）と同じです。
 「家族型」についても、日常生活賠償オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲とは異なりますので、ご注意ください。

弁護士費用オプション

- (a) 本人（*1）
 (b) 本人（*1）の配偶者
 (c) 同居の親族（本人（*1）またはその配偶者と同居の、本人（*1）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）
 (d) 別居の未婚の子（本人（*1）またはその配偶者と別居の、本人（*1）またはその配偶者の未婚の子）
 (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（*1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（*2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

団体疾病保険



病気による入院・手術を補償します。

病気補償コース

シングルタイプ（個人型）

先進医療費用特約付※

※先進医療費用特約とは、公的医療保険の対象とならない**先進医療にかかる費用（技術料）を補償**する特約です。
先進医療を受けるための**交通費・宿泊費（事前検査・経過観察に伴う費用を除く）も補償**します！

保険金額と保険料

基本セット

1日の入院も補償！

1日の入院も補償され、短い入院でも安心です。

加入限度口数：10口*

セット名		シングルタイプ（個人型）									
		K2									
保 険 金 額	疾病入院 保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	15,000円
	疾病手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額の10倍 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額の 5 倍									
	疾病通院 保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
	疾病放射線治療 保険金	疾病入院保険金日額の10倍									
	先進医療費用 保険金額	1,000万円 ※先進医療費用保険金は加入口数に関わらず、 1000万円が限度額です。									
月 払 保 険 料	生後15日-4才	210円	360円	510円	660円	810円					
	5- 9才	180円	300円	420円	540円	660円					
	10-14才	120円	180円	240円	300円	360円					
	15-19才	120円	180円	240円	300円	360円	420円	480円	540円	600円	660円
	20-24才	150円	240円	330円	420円	510円	600円	690円	780円	870円	960円
	25-29才	200円	340円	480円	620円	760円	900円	1,040円	1,180円	1,320円	1,460円
	30-34才	230円	400円	570円	740円	910円	1,080円	1,250円	1,420円	1,590円	1,760円
	35-39才	240円	420円	600円	780円	960円	1,140円	1,320円	1,500円	1,680円	1,860円
	40-44才	250円	440円	630円	820円	1,010円	1,200円	1,390円	1,580円	1,770円	1,960円
	45-49才	320円	580円	840円	1,100円	1,360円	1,620円	1,880円	2,140円	2,400円	2,660円
	50-54才	420円	780円	1,140円	1,500円	1,860円	2,220円	2,580円	2,940円	3,300円	3,660円
	55-59才	570円	1,080円	1,590円	2,100円	2,610円	3,120円	3,630円	4,140円	4,650円	5,160円
	60-64才	810円	1,560円	2,310円	3,060円	3,810円	4,560円	5,310円	6,060円	6,810円	7,560円
	65-69才	1,260円	2,460円	3,660円	4,860円	6,060円	7,260円	8,460円	9,660円	10,860円	12,060円
	70-74才	1,900円	3,740円	5,580円	7,420円	9,260円	11,100円	12,940円	14,780円	16,620円	18,460円
	75-79才	3,150円	6,240円	9,330円	12,420円	15,510円	18,600円	21,690円	24,780円	27,870円	30,960円
	80-84才	4,960円	9,860円	14,760円	19,660円	24,560円	29,460円	34,360円	39,260円	44,160円	49,060円
	85-89才	5,570円	11,080円	16,590円	22,100円	27,610円	33,120円	38,630円	44,140円	49,650円	55,160円

* 15才未満の方については5口を加入限度口数とします。

オプション

日常生活賠償オプション

セット名	9
日常生活賠償保険金額	3億円
月払保険料	130円

携行品損害オプション

セット名	10
携行品損害保険金額 (免責金額：3,000円)	30万円
月払保険料	160円

- 「病気補償コース」の被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点（2020年12月1日）で生後15日以上89才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 「病気補償コース」にご加入の場合、年齢は保険期間の開始時点（2020年12月1日）の満年齢でご加入ください。
- 疾病通院保険金は、疾病入院保険金をお支払いする入院が終了し、退院した後、その入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合のみ保険金をお支払いの対象となります。
- 「病気補償コース（先進医療費用保険金）」および各オプションにご加入されるときは、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※同一被保険者で複数コースにご加入される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。



親介護・本人介護補償の保険

超高齢社会到来!!

もし 親御さま や 本人 に
介護が必要になったら...

あなたなら
どうしますか？



他人事では
ありません

ご存知ですか？

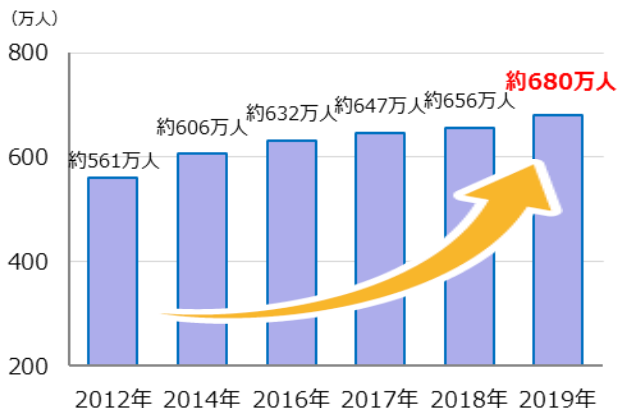
「介護」のこと

～身近にせまる介護リスクと介護にかかる費用～



＜要介護（要支援）認定者の推移＞

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあります。



(出典) 厚生労働省「介護給付費実態調査月報-各年4月審査分」

＜介護にかかる費用＞

介護環境を整えるためのまとまった一時金が必要です。

初期にかかる費用（一時費用）

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかった費用

- 福祉用具の購入費用
- 住宅の改修費 等



平均 **69万円**

(出典) 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」

いろんな思いを馳せるそんなあなたに・・・介護補償の保険は、

親御さまや本人が要介護状態となった場合に、

一時金をお支払いします！



1 親介護一時金

親介護

親介護補償の保険は、親御さまの要介護状態が30日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします！

★介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。



面倒をみないといけないよなあ。
でも、日中は働いてるし、
妻に負担を掛けることになるのかあ？

歩けない場合、車いすも準備しないと。
入浴の手助けがいるだろうから、
お風呂も広くないといけないなあ。

重い介護状態だと、有料老人ホームに入ってもらったことも考えないと・・・
まとまった入居費用がかかるんだろうなあ。



私の親は離れてくらしているから、なかなか面倒みれないわ。
親と同居の弟夫婦に頼り切りになってしまいそう。

ただでさえ
介護にはお金がかかるでしょうし
弟夫婦の子供たちも
たしか今年から大学よね。

ああ、
お金がかかるなあ・・・

親御さまと一緒に暮らすご主人

せめて
経済的な援助をしたいわ

親御さまと離れて暮らす奥さま

保険金額と保険料

フランチャイズ期間：30日

セット名：K1		傷害 死亡・後遺障害 保険金額	月払保険料			親介護一時金	親御さまの 年令別月払保険料	
基本補償	本人の補償 (被保険者)	100万円	110円	+	特約補償部分	100万円	40～49才	10円
							50～54才	30円
							55～59才	70円
							60～64才	150円
							65～69才	350円
							70～74才	770円
							75～79才	1,680円
							80～84才	4,310円
							85～89才	9,270円

●基本補償部分については天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。

●特約補償部分の20～39才の保険料については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

*「親介護補償の保険」は、基本補償「本人の補償」に特約補償部分の「親御さまの補償」がセットされたプランとなります。

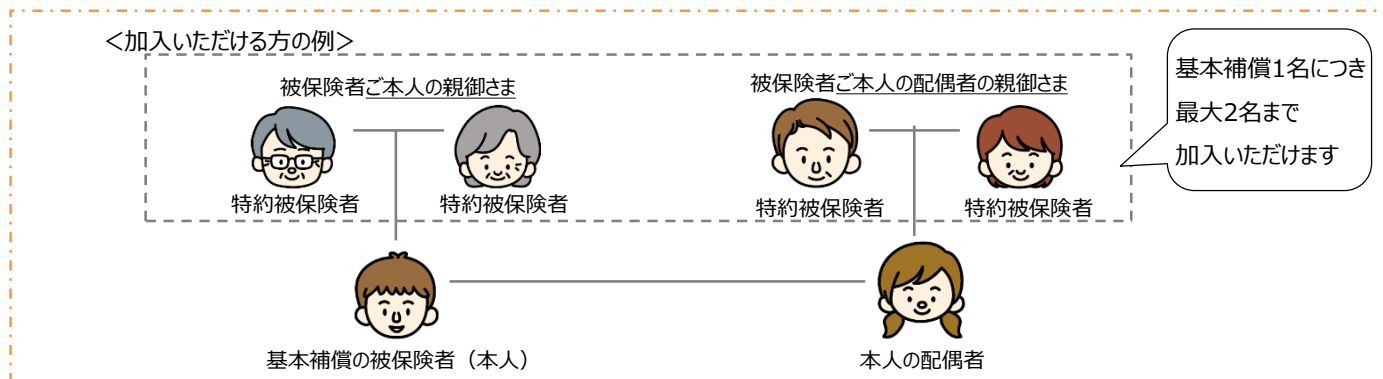
特約部分の被保険者となるのは基本補償「本人（被保険者）」または配偶者の両親（姻族を含む、最大2名まで。）です。

この保険のポイント



親介護補償の保険の補償対象者となる特約被保険者（親）の範囲は、基本補償部分の被保険者の親御さま（姻族を含みます。）で2名までを限度とします。

★被保険者のご両親または配偶者のご両親から、1名または2名をお選びください。基本補償1名につき最大2名までご加入いただけます。例えば「被保険者本人の父親」と「配偶者の父親」の2名を補償の対象とすることも可能です。



1 特約被保険者である親御さま（同居・別居を問いません。）の要介護状態※が30日を超えて継続した場合、

100万円を親介護一時金として親御さまにお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。（詳細は別冊9のページをご覧ください。）

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

2 親御さまは、**満89才まで**加入いただけます。

健康状態に関する質問にご回答いただくことで加入いただけます。（被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。）

※告知の結果加入いただけない場合があります。

＜お支払いいただく月払保険料について＞

お支払いいただく月払保険料の計算方法は次の通りです。

【基本補償】 「本人の補償」 月払保険料	+	【特約】 「親御さまの補償」 親御さまの 年令別月払保険料	=	お支払いいただく 月払保険料
---	---	--	---	--

加入上のご注意

- お申込人となる方は武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員に限りです。
- 基本補償の被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 親介護一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。なお、親介護一時金をお支払いした場合は、翌年度以降は「親介護補償の保険」にはご加入できません。

親御さまの健康状況に関する質問にご回答いただきます。（基本補償の被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。）

告知の内容によっては、ご加入いただけない場合がございますのでご注意ください。

要介護状態である方※1、現在入院中または療養のため就床中の方、脳卒中・狭心症・肝硬変・がん・糖尿病等の病気や症状と判断されたことがある方※2、医師により「認知症」や「統合失調症」等と診断された方※2などは、この保険にご加入できません。

詳細は、パンフレット別冊14ページおよび加入申込票の健康状況告知書質問事項をご覧ください。

※1：公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある方も含みます。

※2：現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある方も含みます。

本人介護補償の保険は、要介護状態が30日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします！

★介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

保険金額と保険料

セット名：H2		傷害 死亡・後遺障害 保険金額	月払保険料	フランチャイズ期間：30日			介護一時金	年令別月払保険料	
基本補償	本人の補償 (被保険者)	100万円	110円	+	特約補償部分	本人の補償 ○年令は、 2020年 12月1日 時点の満 年令でご 加入くださ い。	100万円	20～49才	10円
								50～54才	30円
								55～59才	70円
								60～64才	150円
								65～69才	350円
								70～74才	770円
								75～79才	1,680円
								80～84才	4,310円
								85～89才	9,270円

●基本補償部分については天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。

●上記保険料表に記載のない年令の方の保険料については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

※「本人介護補償の保険」は、基本補償「本人の補償」に特約補償部分の「本人の補償」がセットされたプランとなります。

※被保険者となれるのは基本補償「本人（被保険者）」です。

この保険のポイント

1

要介護状態※が30日を超えて継続した場合

100万円を介護一時金としてお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。（詳細は別冊9ページをご覧ください。）

○公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態

○上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

<お支払いいただく月払保険料について>

お支払いいただく月払保険料の計算方法は次の通りです。

【基本補償】

「本人の補償」
月払保険料

+

【特約】

「本人の補償」
年令別月払保険料

=

お支払いいただく
月払保険料

加入上のご注意

- お申込人となれる方は武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員に限りです。
- 基本補償の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の子会社・関連会社の役員・従業員です。（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 介護一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。なお、介護一時金をお支払いした場合は、翌年度以降は「本人介護補償の保険」にはご加入できません。

健康状況に関する質問にご回答いただけます。（基本補償の被保険者ご本人にご署名いただけます。）

告知の内容によっては、ご加入いただけない場合がございますのでご注意ください。

要介護状態である方※¹、現在入院中または療養のため就床中の方、脳卒中・狭心症・肝硬変・がん・糖尿病等の病気や症状と判断されたことがある方※²、医師により「認知症」や「統合失調症」等と診断された方※²などは、この保険にご加入できません。

詳細は、パンフレット別冊14ページおよび加入申込票の健康状況告知書質問事項をご覧ください。

※¹：公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある方も含みます。

※²：現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある方も含みます。

**前年からご加入されている方（既加入者）で、ご加入内容に変更のない場合は、
「加入申込票」のご提出は不要です。（自動継続方式）**

＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

①新しくご加入の方

10月16日までに同封の【加入希望書】に必要事項をご記入のうえ、各社総務部あるいは株式会社近江屋へご提出ください。改めて【加入申込票】を送付させていただきます。

【加入申込票】がお手元に届きましたら「新規に加入する」に○印をお入れいただき、必要事項をご記入・ご署名のうえ、10月16日までに各社総務部あるいは株式会社近江屋にご提出ください。

②ご加入内容の変更、被保険者の追加・脱退をご希望の方

【加入申込票】の「内容を変更する」に○印をお入れいただき、変更後の全内容をご記入・ご署名のうえ、10月16日までに各社総務部あるいは株式会社近江屋にご提出ください。

③ご継続されない方

【加入申込票】の「継続加入しない」に○印をお入れいただき、ご署名のうえ、10月16日までに各社総務部あるいは株式会社近江屋にご提出ください。

退職の際の取り扱いについて

この保険は加入者が退職される際には、保険料が控除される最終月の1日午後4時まで補償されます。それ以後も引き続き保険期間終了まで補償を希望される方は、退職前に株式会社近江屋までお申し出ください。その場合は、残月数分の保険料を一括でお払込みいただきます。

◇お問い合わせ先◇

＜代理店・扱者＞ **株式会社近江屋** e-mail : oumiya@takeda.co.jp
web : <https://oumiyaltd.com/service.html>



本 社 〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8 武田北浜ビル5階
TEL : 0120-61-0038 FAX : 06-6204-2376
東京支店 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-7
TEL : 0120-47-0038 FAX : 03-3273-2963

＜引受保険会社一覧＞

- ◆団体疾病保険・親介護・本人介護補償の保険： 三井住友海上火災保険株式会社
- ◆団体傷害保険： 三井住友海上火災保険株式会社（幹事引受保険会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社

団体傷害保険は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は後日「加入一覧表」にてご案内いたします。